

令和4年第3回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和4年8月29日（月）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和4年8月29日 午前10時
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第9号 財産の取得について
 - 日程第6 議案第10号 令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第7 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和4年8月29日 午前10時58分
6. 会議録署名議員 2番 野田 ゆみ 17番 坂本 敏彦

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 石 原 佳 幸

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	次 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 長	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 統 括 施 設 長	福 島 力 男
消 防	消 防 長	村 上 博 恭
	次 長 兼 総 務 課 長	村 上 和 浩
	総 務 課 長 補 佐 兼 建 設 室 長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	高 木 伸 二
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒 尾 消 防 署 長	村 上 重 徳
	玉 名 消 防 署 長	小 柳 錦 也

8. 出席議員（15名）

番 号	氏 名
2番	野 田 ゆ み
3番	菰 田 正 也
5番	浜 田 繁次郎
6番	立 川 信 之
7番	一 瀬 重 隆
8番	北 本 将 幸
9番	田 畑 久 吉
10番	松 田 幸 二
11番	大城戸 廣 澄
12番	杉 村 博 明
13番	西 田 恵 介
14番	松 井 一 也
15番	濱 崎 久
16番	亀 崎 清 貴
17番	坂 本 敏 彦

9. 職員出席者

職	氏 名
書記	長 田 享
記録	松 下 未 希

開会（午前10時）

議長 おはようございます。ただいまから、令和4年第3回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い、ただちに会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名について」、会議録署名議員につきましては、2番野田議員、17番坂本議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」お諮りいたします。

会期は本日8月29日の1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日8月29日の1日限りと決定いたしました。

日程第3「代表理事挨拶」をお願いいたします。藏原代表理事御挨拶をお願いいたします。

藏原代表理事 皆様、おはようございます。

本日は、令和4年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に御参集を賜り、誠にありがとうございます。

皆様方には、平素から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます次第でございます。

さて、本定例会に上程をいたします議案でございますが、「財産の取得」が1件、並びに、「令和4年度一般会計補正予算」が1件の計2議案を御提案申し上げます。

なお、議案の説明等につきましては、事務局及び消防より説明をいたさせますので、議会におかれましては、上程いたしております議案につきまして、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御承認賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが招集の御挨拶にさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

議長 日程第4「一般質問」を行います。一般質問については、4番谷口議員、15番濱崎議員より通告がございましたが、本日、谷口議員が欠席されておりますので、谷口議員の一般質問については行われません。よって、本日の一般質問は濱崎議員1名です。

濱崎議員の質問を許します。濱崎議員。

濱崎議員 はい。長洲町の濱崎です。消防施設用地の又貸しについて（旧長洲分署）の件でございます。

第1点は顛末についてお伺いします。消防施設の旧長洲分署用地に消防には関係がない現場事務所が設置されており、又貸し状態となっている。何故このような状態になっているのか顛末をお伺いいたします。これは消防用地に業者が無断使用している現状を消防局に注意いたしましたところ、消防局ではあやふやな回答でありました。

そこで、土地使用契約書の所在を確認した次第ですが、これも即座には返事はもらえなかったので探し出すよう注意したところでございます。その後の顛末をお伺いいたします。

2点目は代表理事にお伺いしますが、この改善策についてこのような状態、いわゆる又貸し状態を招いたのは、消防事務執行体制に不備があるのではないかと考えております。

よって、今後このような事案が発生しないための改善策を代表理事にお伺いいたします。

また、参考になれば過去の事例なども披露したいと思っております。答弁の次第によりましては、また再質問をさせていただきようをお願いいたします。終わります。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 おはようございます。消防本部の村上でございます。お世話になっております。

濱崎議員の一般質問につきましてお答えいたします。消防施設用地の又貸しの件についてでございますが、この消防施設用地につきましては、まず昭和49年10月25日に長洲町さんと当時の有明消防組合との間で土地の使用貸借につきまして契約が締結されておまして、組合が長洲町さんから無償でお借りして、旧長洲分署を建てている土地でございます。

面積といたしましては全体で約6,000平米でございます。そのうち約2,000平米の部分につきまして実際に庁舎を建てさせていただき、長洲分署として運用をしていたものでございます。

新長洲分署庁舎建設事業につきましては、平成31年度から本格的に着手しておりますが、その中で当初からこの土地の返却につきましては、新しく長洲分署庁舎の移転建て替えが完了し、運用開始したのち旧庁舎の解体事業を行い、更地にして一括して返却するという計画でございまして、この件につきましては長洲町さんにも御説明し、御理解をいただいていると認識しているところでございます。

その計画のもと、事業を進めてまいりましたが、昨年令和3年の3月に当該事業者が消防本部に来庁されまして、旧長洲分署庁舎を現場事務所として借用したい旨の相談がございましたがお断りしております。所有者は長洲町さんであることもお伝えしております。同じく令和3年3月に今度は長洲町さんから庁舎ではなく、敷地内に現場事務所の設置について御相談がございましたが、長洲分署の運用につきまして支障があるということで協議を行い、結果としてお断りしております。

それから約3か月後の令和3年6月中旬頃に、再度同じ当該事業者が来庁され、敷地内に現場事務所を設置したいという旨の御相談がございまして、ここでは旧庁舎については令和4年度中に解体予定でありまして解体工事に支障がなければいいですが、土地につきましては再度長洲町さんの所有であることと、解体後速やかに長洲町さんに返却することになっている旨を伝えて、最終的には長洲町さんと相談してくださいと回答しております。

その後、相談があった内容につきましては長洲町さんにお伝えし協議を行っております。

その後、年が明けまして令和4年1月31日組合議会全員協議会におきまして議員から旧長洲分署の土地の管理について御指摘をいただいたところでございます。

内容につきましては旧長洲分署の土地については所有は長洲町であり、使用貸借契約は長洲町と有明広域となっているが、現在業者が利用していると。事故が起きた時はどう対応するのかという趣旨の内容でございました。議員の御指摘を受けまして長洲町さんに確認いたしました。

たところ、長洲町さんと当該事業者の間で旧長洲分署の土地については使用貸借の契約を交わされ、当該事業者から長洲町さんへ賃貸料が支払われている旨を伺った次第でございます。

消防本部といたしましては現場事務所の設置につきまして当該事業者と土地貸借について契約を交わした事実はありませんが、長洲町さんと有明広域との土地使用貸借契約につきましては締結が継続しており、長洲町さんの長洲分署用敷地として管理している状況にはかわりはありませんので、結果的に長洲町さんと有明広域の土地使用貸借契約が継続している中で、長洲町さんと当該事業者との間で同じ土地における土地使用貸借契約書が締結され、賃貸料を支払われている状況となりまして、議員が御懸念される又貸しの状態に相当することとなっているものと考えます。議員に御懸念されるような状況になりましたことにつきましては、消防本部の対応といたしまして至らなかった部分が多々あり、議員をはじめ組合議員の皆様には御迷惑をおかけいたしましたして誠に申し訳ございませんでした。

本来であれば消防本部としてのしかるべき対応といたしましては、お借りしている土地につきましては管理の徹底はもとより、契約書の条文等を再度精査し当初からの計画であった旧庁舎の解体後、更地にして一括して長洲町さんに返却するという計画を見直して長洲町さんに早急に御相談し双方で十分協議を行い、共通の認識を持った上で新長洲分署庁舎の運用を開始後速やかに必要に応じた適切な事務処理を行うべきでありましたが、土地の管理に対する認識不足及び長洲町さんとの情報共有連絡調整不足によりまして御懸念を持たれるような状態になってしまいました。大変申し訳ございませんでした。今後は適正な事務処理に努めるよう再度指導徹底してまいりたいと思います。以上でございます。

藏原代表理事 はい、議長。

議長 藏原代表理事。

藏原代表理事 それでは私の方から濱崎議員の御質問、改善策についてお答えさせていただきます。

まず、事案の顛末につきましては先ほど消防長が申し上げた通りでございますけれども、本来速やかに協議を行い必要な事務執行を行うべきでございましたけれども、消防本部の認識不足及び連絡調整不足によりまして議員に御心配をおかけするような事態になってしまい議員をはじめ組合議員の皆様には御迷惑をおかけすることになりましたことにつきましては、大変申し訳ございません。

消防は基本地域住民の皆様生命、身体、財産を守ることが使命でございますが、業務の中には総務関係等の事務ももちろんございます。これにつきましては、交代制勤務ではなく日勤事務として人員配置を行い事務執行に専念している状況でございます。

今回の事案を踏まえ、今後の取り組みといたしまして現状実施している職員の適正な事務執行のための研修、派遣等の充実強化はもちろんでございますが、各種法令関係にも幅広く精通したより専門的に事務執行を行うことができることができる人材の育成が急務と考えているところでございます。これにつきましては理事会においても認識を共有しているところでありまして、その中で具体的な改善策としましてまず、消防本部の職員採用につきまして、来年度

消防吏員とは別枠で初めてとなる災害対応等の消防業務には従事しない行政事務専門に従事する職員の採用を募集したところでございます。

また、専門的な事務執行の人材育成と合わせて将来的な組織改革の意味合いとして、有明広域行政事務組合としての事務のさらなる適正かつ効率化を目標として、消防事務も含め事務部局における事務の一括管理も視野に入れながら検討していくことも必要ではないかと考えております。今後におきましても、代表理事として構成する2市4町の住民の皆様の安全安心の確保、消防力の充実強化と合わせて適切な消防事務執行体制の構築のため、様々な角度から検証を行い、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

濱崎議員 はい、議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 それではお答えがありませんでしたので、業者の無断使用の期間、いつからいつまで無断使用をしておったのか。一つずつお尋ねさせていただきます。

中逸理事 はい、議長。

議長 中逸理事。

中逸理事 この件は、経緯について、顛末については消防長が詳しく説明されました。長洲町が令和3年6月25日、業者との間で消防活動に支障のない部分の貸付けを行ったものでございます。議員から御指摘がありました土地貸付けの事務処理につきましては、長洲町と消防本部の情報共有や、契約の変更手続きに不備がありましたところは深く反省しているところであり、大変申し訳なく思っているところであります。また、今後事務手続きにつきましては、適切な処理を行うよう厳しく指導してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

村上次長兼総務課長 はい、議長。

議長 村上消防次長。

村上次長兼総務課長 消防本部次長兼総務課長をしております村上です。使用期間につきましてはの御説明ですけれども、長洲町さんが交わされています業者との契約の期間につきましては先程中逸町長からもありましたように、令和3年6月25日から令和5年3月15日までで契約を交わされているということで説明を聞いております。以上でございます。

濱崎議員 はい、議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 それは無断使用期間が令和3年6月25日から令和5年3月15日までということですが、令和5年の3月ですか。まあいいでしょう。とにかく令和3年の6月25日から無断使用をしたということですが、これはどういう、町有地を組合が借りているわけでしょう。昭和49年10月25日に。借りておるということは町に管理権はなくて、組合に管理権があるわけでしょう。使用しているから。ですから組合として6月25日に業者が無断使用したということになりますと、その処置をしなければならないでしょう。ですから契約はどうなっているのですか。昭和49年10月25日に契約はしたまま、いわゆる組合がこの土地は借りていながら、実際的には長洲町がうんぬんということになりますと、主体は組合ですから。

組合はどうなっているのですか。契約はどうなっているのですか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 ただいまの濱崎議員の御質問にお答えいたします。契約といたしましては、先程の私の答弁で一部御説明申し上げましたように、議員の御指摘を受けた後に長洲町さんと協議をいたしまして変更契約の方をしております。変更契約につきましては、時期といたしましては令和4年3月30日に長洲町さんと変更契約の締結をしております。

内容につきましては、用途廃止により使用していない部分を返却ということで約4000平米と長洲分署の敷地が建っている部分については継続して無償での契約を継続している状況でございます。以上でございます。

濱崎議員 はい、議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 ということは今年令和4年3月30日に変更契約をされたということですか。

村上消防長 大変失礼いたしました。先ほどの契約日は訂正させていただきます。

変更の契約日というのは遡って令和3年6月30日。これにつきましては、理由といたしまして新長洲分署庁舎が運用開始したのが令和3年の7月1日でございます。そこからはその前日の6月30日が基準日であると協議をいたしまして、令和3年の6月30日土地使用変更契約書が交わされております。以上でございます。

濱崎議員 はい、議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 2市4町の首長さんが来られているのにこういう答弁じゃ通らんでしょう。組合議員もおる中で、いわゆる無断使用を令和3年の6月25日から始めたわけでしょう。契約の開始を令和3年の6月30日からした。これ決裁はいつされたんですか。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 ただいまの濱崎議員の御質問ですが決裁日ということでございまして、これが私が先ほど申し上げました令和4年の3月30日でございます。以上でございます。

濱崎議員 はい、議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 ということは令和4年3月30日に、令和3年6月30日に遡って契約を交わした。いわゆる令和4年の3月に約1年前に遡って契約書を交わした。これは私が注意したのを逆なですのような答弁じゃないですか。

私は一住民から、あそこは無断使用しているが町はどうなっているのか。それは町じゃなくて組合だろうということで消防長に、あるいは総務課長にお話をした、注意したわけですよ。そしたらご存知なかった。いわゆるご存知だったか分かりませんが、あやふやな答弁でした。今聞いていると事前にそういう話があったと。

しかし契約は昭和49年からずっと続いとったわけでしょう。組合が管理しとるわけでしょ。それを何で長洲町がうんぬんかんぬんするんですか。組合が契約をしておるなら、組合が毅然とした態度で貸すか、貸さないか、又貸しするということがおかしいでしょう。消防用地として借りているけど、一業者に何でそう一業者がそうやってきたのを「はい」ということでしなきゃならんのですか。この決裁もおかしいでしょう。1年前に遡る。令和4年に決裁をするんですよ。前の年に遡ってする。これは通常すべきことではないでしょう。

しかも私がその前に、あの用地は業者に無断使用させているんじゃないかと注意してきたんだから、私は注意してやったんですよ。それを逆なでするようなこういう処置をするんですか。これが公の団体が、公の組織がする仕事ですか。それは戦って見るわけじゃありませんけれど、こういう方法もあると思いますよ。業者、貸した方、借りた方、お互い承諾していればこういうような方法でする場合もあるでしょう。

しかし消防長、総務課長、私がですよ、業者が無断使用しているんじゃないかということで注意してきたんだから、まともな事務の処理をするべきじゃないですか。しかもですよ、1年遡って濱崎が言ってきたものを消してしまおう、隠蔽しよう。これじゃ後日、後世の人が議事録を見てもあそこは何も不正はなかったんだな、無断使用はなかったんだな。こうなるでしょう。どこにそしたら私が又貸しをしてきた、いわゆる業者が無断使用をしているというのがどこに出てきますか。業者が無断使用しているというのが、この中のどこに出てきますか、出てこんでしょ。そういう事務の扱い方はまともじゃないと思いますよ。質問ですからこの辺で留めます。

しかしこのことを2市4町の住民が知って、巨額な金で動いている組合の中に1つでも不審があれば大きな問題に発展すると思いますよ。そうでしょう。私は注意をしてやったんですよ。住民から指摘を受けて注意をしてやった。それを逆なでするような結果をして、しかも1年前に遡って契約をしなおす。そういうことでは事務の処理はすべきではないと思いますよ。

まだ言いたいことがいっぱいありますけど、言ってもお分かりにならないでしょう。理事長、今私が質問した通りです。理事長は深くこのことについて説明を受けずに決裁をされたんだらうと思いますけれど、まともな事務のやり方じゃないでしょう。

過去にもこの組合の中で業務関係のし尿の不正受給、不正投入事件がありましたよ。時間があればこのことも事前に話をしておりますので業務課長に説明を求めたいと思います。業務課長。

隈部業務管理課長 はい、議長。

議長 隈部業務管理課長。

隈部業務管理課長 皆様お疲れさまでございます。ただいまの濱崎議員の御質問にお答えいたします。過去に組合において、ある業者がし尿運搬において不正が行われ、それに対して組合としての改善策についてお答えいたします。

その質問に関しましては平成元年、当組合複合化前の玉名郡衛生施設組合当時に遡ります。内容といたしましては、他の自治体のし尿が当組合のし尿処理施設等へ不正投入が行われた

というものでございます。そのことを受け、当時の衛生組合といたしましては、業者に対して組合施設の搬入停止処分を科し、内部においても二度とこのような事案が発生しないよう職員に対して厳重な指導を行い、再発防止に努めた次第でございます。

また、当時行われていたし尿の海洋投棄においても平成13年度で廃止し、第1衛生センター、第2衛生センターのみでの処理に切り替え、今後において適正な処理が確保できるよう対策を講じた次第でございます。以上でございます。

濱崎議員 はい、議長。

議長 濱崎議員。

濱崎議員 説明ありがとうございました。当時私は組合の議員ではありませんでした。一自治体、長洲町の議会議員でした。しかしあまりにも酷い不正使用。組合の施設の中に、他の自治体から持ってきたし尿を投入する。そして不正受給している。その状態を私は正したことがあるんですよ。正したところ職員がそこに加担しておったんです。理事長このことをよく御理解いただきたいと思います。理事会の中でお話しいただきたいと思います。

今度私は組合議員になりました。あの施設材処理場、施設の中で設計変更がありました。まさかあの施設の中で、地下に異物があるということがわからなかったということは、設計図を1枚見ればすぐ分かるんですよ。いわゆるそういう風にこの組合自体が何かもう少しお粗末過ぎるんじゃないかなというような懸念があります。私は理事長に具申するわけではありませんけれど、この消防業務、色々施設がありますけれど、その上に今のこの組合の事務局、総務課長、次長、事務局長、これを上に乗せて、そして文章の完了をしてもらったらどうかという考えもあります。

しかしこれは一議員の考えでありまして、理事会の中で御検討をいただければと思います。

ただこの中で6月25日に不正使用が始まったんでしょ。そうすると6月30日にこの変更がなされておりますよね。この期間は組合の使用期間ですよ。それを長洲町に料金を払っておるということについては、この処理は完全にしなければなりませんよ。このことは消防内のことで十分真剣に、真摯に取り扱っていただきたいと思います。

前のあの分署のことにつきましても私は前回質問しましたけれども、くれぐれも話しておったのは今後二度とこういうことがないように対策を取ってくださいよ、ということをおっしゃっていましたが届いておりませんでした。当時浅田理事長からですね、今後はしっかり行くという通常の答弁しかいただいておりません。

やっぱりですね、どうするんだ、と。し尿処理の場合は長洲町の岸壁から海洋投棄しておったんですよ。その海洋投棄をするために貯留槽を長洲町においておった。そこが不正の温床だったんですよ。それを徹底的に業務課の方で改善をして、そして法律的な問題もありましたけれども海洋投棄をやめた。こういうような経緯があるんです。

断腸の思いで改革をやっていただきたいと思います。理事長には大きな仕事だと思いますけれども、できればこういったコロナの問題もあっておりますが、2市4町が協力しあって、この組合が中心となって引っ張って行く、解決をしていく、それぐらいのこの組合が組織になっ

ていただければいいなと思いながら質問いたしました。

最後にわたりましては、今後改善をされまして、正規のルールで行政を司っていただきたいと思っております。終わります。

議長 以上で、濱崎議員の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

休憩が要りますか。休憩せずにずっと続行しますか。はい分かりました。

日程第5、議案第9号「財産の取得について」を議案といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 おはようございます。事務局長の中嶋でございます。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第9号、財産の取得についてでございます。

令和4年度車両整備計画に基づき、玉名消防署及び和水菊水分署に更新配備する高規格救急自動車の整備を図るため、次の財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和4年8月29日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

1 財産の種類、高規格救急自動車2台。2 契約の方法、条件付一般競争入札。

3 取得価格、6,124万8千円。4 契約の相手方、熊本県熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号。熊本いちほら工業株式会社、代表取締役澤田悦幸。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条の規定により、議会の議決を必要とするからである。というものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長より御説明申し上げます。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 ただいまの財産の取得の経過について御説明いたします。

議案第9号、財産の取得。

お手元の資料の1ページ、救急車の写真が載っている資料を御覧ください。

令和4年度消防の重点施策としての消防車両更新整備事業に基づくものでして、玉名消防署及び和水菊水分署に更新配備する計2台の高規格救急車でございます。

条件付一般競争にて6月15日に入札の公告を行いまして、7月11日に入札及び開札を行い、7月21日に仮契約を締結させていただいております。

2社の応札がありまして、熊本いちほら工業株式会社が5,568万円で落札し、落札率としましては95.62%でございます。

また、財源につきましては、構成市町の負担軽減を念頭に置きまして、玉名消防署救急車に

つきましては防災対策事業債。和水平水消防署救急車につきましては施設整備事業債、及び一般事業債を活用させていただいております。取得の経過につきましては以上でございます。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。質疑ありませんか。

野田議員 はい。

議長 野田議員。

野田議員 荒尾市選出の野田でございます。先ほど説明していただきましたが、車両整備計画に基づいて新しく配備されるわけですが、いつもはですね詳しく何年形式で、どれくらい走行距離がというのがあるんですが、朝机の上に置いてありました消防年間、これを見せていただきましたところ、和水平水消防署におきましては、平成 22 年に配備されている高規格の救急車を新調する。玉名につきましては、救急車が平成 21 年の予備車なのか、平成 25 年のちょっと、平成 21 年のでよろしいんでしょうか。それを教えていただきたい。それと走行距離についても基準があったかと思しますので、それについて教えていただければありがたいです。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 野田議員の御質問にお答えいたします。玉名消防署には現在 2 台の救急車がありまして、昨年西庁舎と玉名消防署が統合した際に、2 台になっております。

その中で、記載不十分だったところもありますが、これにつきましては西庁舎の平成 25 年に配備した分でございます。

走行距離についてでございますが、現在車両更新の基準といたしまして救急車につきましては、11 年間又は走行距離が 17 万キロ以上のどちらかでございます。

西救急車につきましては、経過年数は 9 年間でございますが、走行距離が 18 万キロ走行している車両になりまして走行距離が延びるに従い、軽微な故障が増えているのが現状であります。車両更新する予定の 3 月までには、これまでの実績をもとに計算しますと、約 19 万 3 千キロになる予想でございます。以上でございます。

野田議員 はい、議長。

議長 野田議員。

野田議員 今以上でございますとおっしゃられましたが、私は和水平水消防署についてはこれでよろしいんですか、と確認を取ったのですが、これでよろしいんでしょうか。的確に質問に答えてくれるとありがたいです。ちょっと残していらっしゃいますので。

村上消防長 はい、議長。

議長 村上消防長。

村上消防長 失礼いたしました。和水平水消防署につきましては、平成 22 年に配備しております。走行距離につきましては、今年の 8 月現在で約 15 万キロになります。経過年数につきましては、12 年になります。以上でございます。

野田議員 はい、議長。

議長 野田議員。

野田議員 以上です。ありがとうございました。

議長 他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。日程第5、議案第9号、財産の取得については原案の通り決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第10号「令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

議案第10号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号。

令和4年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,225万2千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和4年8月29日提出、有明広域行政事務組合代表理事 藏原隆浩。

補正の内容でございますが、婚活事業に係る補助金の交付決定に伴う補正でございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

はじめに4款 県支出金、1項 県補助金でございます。

補正前の額262万5千円に435万円を追加し、予算現計を697万5千円といたすものでございます。

内訳でございますが、婚活事業におけるスクラムチャレンジ推進補助金の交付決定に伴い435万円を追加いたすものでございます。

次に、7款 繰入金、1項 基金繰入金でございます。

補正前の額6,304万9千円に98万3千円を追加し、予算現計を6,403万2千円といたすものでございます。

内訳でございますが、婚活事業におけるスクラムチャレンジ推進補助金の交付決定に伴う一般財源分といたしまして、財政調整基金から98万3千円を繰り入れるものでございます。

続きまして、議会資料の薄い資料でございますが、組合の一般会計補正予算説明書第2号と記載されている資料をお願いします。補正予算第2号の2ページをお開きいただきたいと思います。2ページの下段の表でございますが、歳出予算について御説明を申し上げます。

3の歳出でございます。

2款 総務費 2項企画費 1目企画費でございます。

補正前の額4,995万8千円に533万3千円を追加し、予算現計を5,529万1千円といたすものでございます。

内訳でございますが、婚活事業におけるスクラムチャレンジ推進補助金事業といたしまして、オンラインによる婚活事業の更なるPRを図るとともに、荒尾・玉名地域の魅力や移住定住等の情報発信を図るため、テレビCM放送に係る広告料及びイベントブースの使用料等として10節需用費に7万5千円、11節役務費に500万円、13節使用料及び賃借料に25万8千円を追加いたすものでございます。

以上、組合一般会計補正予算第2号につきまして御説明申し上げます。

御承認の程、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これより採決に入ります。

日程第6、議案第10号、令和4年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号は原案の通り決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7「審査事項の付託について」を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出があつております。

お諮りいたします。議会運営委員会からの申出のとおり決することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、令和4年第3回有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前10時58分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

菰田 正也

有明広域行政事務組合議会署名議員

野田 ゆみ

有明広域行政事務組合議会署名議員

坂本 敏彦